＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

「指定障害福祉サービス 短期入所」

特別養護老人ホーム雄心苑

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム雄心苑は障害福祉サービス事業者の
指定を受けています。

宮城県指定　第０４１０２００００６７号

令和8年6月1日改定

「指定障害福祉サービス　短期入所」

特別養護老人ホーム雄心苑　重要事項説明書

◆◇　目　　次　◇◆

１．施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．居室等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４．職員の配置状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５．雄心苑が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・６
６．サービス利用中の医療・・・・・・・・・・・・・・１３
７．相談・苦情等の受付・・・・・・・・・・・・・・・・１４
８．事故の対応と損害賠償責任・・・・・・・・・・・・１４
９．身体拘束の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１０．守秘義務・個人情報保護・・・・・・・・・・・・・１５
１１．人権擁護・虐待防止について・・・・・・・・・・・１５
１２．非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・１６
１３．業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・１６
１４．衛生管理及び感染症対策・・・・・・・・・・・・・１６
１５．事業者からの申し出による退所または利用停止・・１７
１６．サービスの利用に関する留意点・・・・・・・・・・１７

～　特別養護老人ホーム雄心苑（短期入所）基本理念　～

「私たちは、心のこもった質の高い専門的サービスを提供し、
利用者とご家族の、やすらぎと喜びのある暮らしを支援します。」

１．施設経営法人

（１）法　人　名　　社会福祉法人　旭壽会（きょくじゅかい）

（２）法人所在地　　宮城県石巻市北村字幕ヶ崎ー17番地２

（３）電話番号　０２２５－７３－２３２３

（４）代表者名　　理事長　菅野（かんの）　隆（たかし）

（５）設立年月日　　平成３年１０月２５日

（６）経 営 事 業

河南第１事業所（宮城県石巻市北村字幕ヶ崎ー１７番地２）
- 口特別養護老人ホームー心苑
  - 指定介護老人福祉施設
  - 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護

河南第２事業所（宮城県石巻市北村字庵ノ窪１番地１）
- 口一心苑デイサービスセンター
  - 指定通所介護、
  - 指定相当通所型サービス（石巻市、東松島市、登米市）
- 口旭寿会訪問介護センター
  - 指定訪問介護、
  - 指定相当訪問型サービス（石巻市、東松島市、登米市）
- 口旭寿会ケアサポートセンター
  - 指定居宅介護支援
  - 指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（涌谷町）
- 口シニアホームかなん
  - サービス付き高齢者向け住宅

雄勝事業所（宮城県石巻市雄勝町小島字和田１２３番地）
- 口特別養護老人ホーム雄心苑
  - 指定介護老人福祉施設、
  - 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、
  - 指定障害福祉サービス(短期入所)
- 口石巻市雄勝デイサービスセンター
  - 指定地域密着型通所介護、
  - 指定相当通所型サービス（石巻市）
- 口石巻市雄勝地域包括支援センター
  - 地域包括支援センター
  - 指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（石巻市）

牡鹿事業所（宮城県石巻市鮎川浜清崎山７番地）
- 口特別養護老人ホームおしか清心苑
  - 指定介護老人福祉施設
  - 指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護

□石巻市牡鹿地域包括支援センター
　地域包括支援センター
　指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（石巻市）
□清優館デイサービスセンター
　指定地域密着型通所介護、
　指定相当通所型サービス（石巻市）

２．ご利用施設

（１）施設の種類　　指定短期入所（ショートステイ）

（２）施設の目的

短期入所（ショートステイ）はご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、ご契約者を居宅等にて介護しているご家族等が一時的に介護が困難になった場合にそのご家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

（３）施設の名称　　特別養護老人ホーム 雄心苑（ゆうしんえん）

（４）施設所在地　　宮城県石巻市雄勝町小島字和田１２３番地

（５）電話番号　　０２２５－５７－３６１２

（６）施設長名　　施設長　原（はら）　律子（りつこ）

（７）運営方針

一　利用者の意思と人格を常に尊重し、正しく理解することに努め、また、利用に際してご家族への配慮も忘れず、利用者そしてご家族から信頼され、「心安らぐことのできるホーム」をめざす。

二　お一人おひとりの心身の状態やご希望に合わせた個別のサービスを提供し、また、可能な限り自立した日常生活ができるように、心身機能の維持回復の援助にも努め、利用者にとって「楽しみと喜びを見いだせるホーム」をめざす。

（８）開設年月日　　平成９年４月１日

（９）入所定員　　指定介護老人福祉施設の定員５０人と指定（介護予防）短期入所生活介護の定員１０人の空床分

（10）営　業　日　　年中無休

（11）受 付 時 間　　午前９時～午後６時３０分
（緊急の場合は、時間以外でも受付します）

（12）施設の概要

＊建物構造 ： 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建

＊延床面積 ： 2,５５９.^{68}㎡

＊敷地面積 ： 5,３８４.^{68}㎡

＊併設事業 ： ①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム雄心苑）
定員５０名
宮城県　０４７０２００８３３号
平成9年4月1日開設　平成12年4月1日指定

②指定短期入所生活介護（特別養護老人ホーム雄心苑）
定員１０名
宮城県　０４７９２００８３３号
平成9年4月1日開設　平成12年4月1日指定

③指定介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホーム雄心苑）
平成18年4月1日指定

④指定地域密着型通所介護（石巻市雄勝デイサービスセンター）
定員１０名
石巻市　０４７０２０１１４６号
平成9年4月1日開設　平成28年4月1日指定

⑤指定相当通所型サービス（石巻市雄勝デイサービスセンター）
石巻市　０４７０２０１１４６号
平成27年4月1日指定

⑥指定介護予防支援（石巻市雄勝地域包括支援センター）
石巻市　０４００２０００７７号
平成18年4月1日開設、指定

⑦介護予防ケアマネジメント（石巻市雄勝地域包括支援センター）
石巻市　０４００２０００７７号
平成30年4月1日指定

（13）宮城県指定福祉サービス第三者評価機関による第三者評価の受診状況：実績なし

（14）施設の周辺環境

南三陸金華山国定公園に隣接し、太平洋・雄勝湾を一望する高台に建ち、緑豊かな場所にあります。嘱託医が勤務する石巻市雄勝診療所が隣接し、商店街へは車で10分程度です。

３．居室等の概要

雄心苑でご用意している居室と主な設備等は以下のとおりです。全室冷暖房完備となっております。利用される居室は、個室、２人部屋、４人部屋となり、その場所や居室内での位置は、性別やご契約者の心身の状態などを総合的に勘案して決定します。

※設備は指定介護老人福祉施設と指定（介護予防）短期入所生活介護も含んだ数字です。

居室・設備の種類	室　　数	備　　考
個室（１人部屋）	４４　室	トイレ・洗面所（給湯有）
２人部屋	４　室	トイレ・洗面所（給湯有）
４人部屋	２　室	トイレ・洗面所（給湯有）
合　　計	５０　室	
大ホール	１　室	
機能訓練室	１　室	
浴　　室	１　室	特殊浴１、中間浴（リフト）１、普通浴１
医務室・看護師室	１　室	
静　養　室	１　室	体調の悪い時など入室となります

注１）上記は厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

注２）入所後に決定された居室を、ご契約者の心身の状況等により変更する場合があります。

４．職員の配置状況等

雄心苑では、ご契約者に対して短期入所サービスを提供する職員として、指定基準を遵守した以下の職種の職員を配置しています。

（１）職員の配置状況　　実人員の（　）は兼務者の内数

職　　種	実人員	常勤換算後の人員		指定基準
1. 施設長（管理者）	1 (1)	0.8		1
2. 副施設長	1	0.5		―
3. 事務長	1	1.0		―
4. 生活相談員	2	1.5		1
5. 介護支援専門員	1	1.0		1
6. 栄養士	1	1.0		1
7. 主任介護員	1	1.0	22.8	20
8. 介護員（常勤職員）	21	21.0		
9. 介護員（パート職員）	1	0.8		
10. 看護職員	3	3.0	3.3	2
11. 看護職員（パート職員）	1	0.3		
12. 機能訓練指導員	1	1.0		1
13. 医師（嘱託医：非常勤）	(2)	0.2		1
14. 業務員	3	1.8		―
合　　計	40	34.9		26

注１）指定基準数は、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）50人と指定短期入所生活介護（ショートステイ）10人との合計60人の利用予定者数に対しての基準数です。

注２）常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

例）週30時間勤務のパート介護員が４名いる場合、常勤換算では３名となります。

式：30時間×4名÷40時間＝３名

（2）主な職種の勤務体制

職　種	勤　　務　　体　　制
1．介護員	早　番　　午前 ７：００ ～ 午後 ４：００ 日　勤　　午前 ８：００ ～ 午後 ６：３０ 　　のうち実質８時間就業（30分刻み） 日　直　　午前 ９：３０ ～ 午後 ６：３０ 夜　勤　　午後 ４：００ ～ 午前 ９：１０
2．看護職員	早　番　　午前 ８：００ ～ 午後 ５：００ 日　勤　　午前 ９：００ ～ 午後 ６：００ 日　直　　午前 ９：３０ ～ 午後 ６：３０
3．機能訓練指導員	日　勤　　午前 ９：００ ～ 午後 ６：００
4．医師（嘱託医）	午後2:００～午後4:００ 内科･外科･整形外科 毎週月曜日 午後0:００～午後2:００ 精神科・内科　１回／月

注１）看護職員は日中は毎日１名以上勤務していますが、夜間は不在の日があります。
注２）夜間は夜勤者（介護員）２名と宿直者１名の体制です。

5．雄心苑が提供するサービスと利用料金

雄心苑は、ご利用者に対して、（１）介護給付費の対象となるサービス、（２）介護給付費の対象外のサービス（利用料の全額をご利用者に負担いただくサービス）を提供します。

（１）介護給付費の対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金の９割が介護給付費の対象となります。事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、ご利用者は自己負担として、サービス利用料金全体の１割の額をお支払い頂きます（定率負担）。なお、利用者負担の軽減が適用される場合には、この限りではありません。

■サービスの概要

①食　事　（食費を除く）

◇雄心苑では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

◇ご契約者の自立支援のため、離床してユニット毎の食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

◇食事時間　　朝 食　午前 ８：００ ～ 午前 ９：００

昼 食　午後 ０：００ ～ 午後 １：００
夕 食　午後 ５：００ ～ 午後 ６：００

②入　浴

◇普通浴槽・中間（リフト）浴槽・特殊浴槽の３種類あります。座位が可能であれば中間（リフト）浴槽、座位が困難であれば特殊浴槽での入浴となります。

◇原則として、入浴は週２回となります。体調等により入浴ができない時は、週２回以上清拭を行います。

③排　泄

◇ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立を促すための援助を行います。

④機能訓練

◇機能訓練指導員ならびに看護職員、介護員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

◇寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

◇清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容を支援するとともに、提供する居室の環境を整え、清掃等を行なう援助をします。

◇相談等の精神的ケアや、社会生活上の便宜の提供を行ないます。

⑥通常の送迎範囲における入退所時の送迎

◇ご契約者の心身の状態、家族等の事情などからみて送迎が行なうことが必要と認められる方で希望する場合は、入退所時の送迎サービスを行ないます。

◇給付の対象となるのは、通常の送迎範囲（石巻市と女川町の一部。詳細は下記のとおり。）に限ります。ただし、通常の送迎範囲以外の地域であっても、特別な事情等があり、事業所が認めた場合は、入退所時の送迎サービスを行ないます。

１）石巻市の一部

「旧雄勝町の全域」「旧河北町の全域」「旧北上町の全域」「旧石巻市の南境地区」「旧河南町の鹿又地区」

２）女川町の一部

「旭が丘、石浜、伊勢、市場通り、内山、浦宿浜、尾浦、尾浦町、大原、大道、女川、女川浜、御前浜、海岸通り、桐ヶ崎、黄金、桜ヶ丘、指ヶ浜、清水、竹浦、宮ヶ崎、鷲神、鷲神浜の２３地区」

◇送迎に携わる職員は原則２名としますが、家族が送迎車輌に同乗できる場合や、心身の状況から支障がないと判断される場合には、職員１名による送迎となる場合があります。

■サービス利用料金（１日あたり）

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体の約９割）を除いた金額（全体額の１割）と、食費・光熱水費の合計金額を、ご利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。）

ア）障害者　　令和６年４月1日より

	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
①福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	5,090円	5,090円	5,830円	6,480円	7,840円	9,230円
②栄養士配置加算 （Ⅰ）	220円					
１．利用されるサービス と料金（①＋②）	5,310円	5,310円	6,050円	6,700円	8,060円	9,450円
２．うち、介護給付費等が 給付される金額	4,779円	4,779円	5,445円	6,030円	7,254円	8,505円
３．うち、サービス利用に 係る自己負担額 ※定率負担（１－２）	531円	531円	605円	670円	806円	945円
４．食事に係る自己負担額	１日あたり　1,380円（朝350円、昼600円、夕430円） ※低所得利用者　780円					
５．食事提供体制加算に 係る自己負担額	１日あたり　※低所得利用者　48円					
６．光熱水費に係る 自己負担額 ※定率負担	１日あたり　370円					
７．ご負担額合計 （３＋４＋６）	2,281円	2,281円	2,355円	2,420円	2,556円	2,695円
※低所得利用者 （３＋４＋５＋６）	1,729円	1,729円	1,803円	1,868円	2,004円	2,143円

イ）障害児　　令和６年4月1日より

	区分１	区分２	区分３
①福祉型短期入所 サービス費（Ⅲ）	5,090円	6,150円	7,840円
②栄養士配置加算（Ⅰ）	220円		
１．利用されるサービス と料金（①＋②）	5,310円	6,370円	8,060円
２．うち、介護給付費等が 給付される金額	4,779円	5,733円	7,254円
３．うち、サービス利用に 係る自己負担額 ※定率負担（１－２）	531円	637円	806円
４．食事に係る自己負担額	１日あたり　1,380円（朝350円、昼600円、夕430円） ※低所得利用者　780円		
５．食事提供体制加算に 係る自己負担額 ※定率負担	１日あたり　※低所得利用者　48円		
６．光熱水費に係る 自己負担額	１日あたり　370円		
７．ご負担額合計 （３＋４＋６）	2,281円	2,387円	2,556円
※低所得利用者 （３＋４＋５＋６）	1,729円	1,835円	2,004円

注１）ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

注２）次の場合は、上記料金の他に加算料金（自己負担）がかかります。

＊送迎加算

入退所に送迎サービスを利用された場合は、片道につき１８６円。

＊短期利用加算

単年度の利用日数３０日以内の期間について、１日につき３０円。

＜利用者負担の減免について＞

１ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり４区分の負担上限月額が設定され、それ以上の負担はありません。

〔20歳以上のご利用者の負担上限月額〕

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯　※注１	0円
一 般 １	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）　※注２ 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます　※注３	9,300円
一 般 ２	上記以外	37,200円

注１）３人世帯で障害基礎年金１級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

注２）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

注３）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般２」となります。

〔20歳未満のご利用者の負担上限月額〕

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
一 般 １	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一 般 ２	上記以外	37,200円

＜食事等実費負担の軽減について＞

短期入所サービスの利用にあたっては、ご利用者が低所得《生活保護、低所得、一般（所得割額16万円未満）》の区分である場合、食事提供体制加算が行われるため、ご利用者負担が軽減されます。

＜高額障害福祉サービス費の支給について＞

障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、ご利用者負担の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

（２）介護給付費の対象外のサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

ただし、実費以外の利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明いたします。

■サービスの概要と基本料金

①特別な飲食物

ご契約者から個人的に、ホームでの通常の食事メニュー以外の特別な飲食物の希望があった場合は、可能な範囲で対応いたしますが、実費をご負担いただきます。

例）刺身、出前、缶詰、牛乳、酒など

②外食・出前代等

ご契約者からの希望により雄心苑提供以外の食事をとった場合は実費をご負担いただきます。

③理髪サービス

理容師・美容師の出張による理髪・調髪サービスをご利用いただけます。

利用料金は出張を依頼する業者によって異なります。

④通院や外出の送迎、買物の代行

１）医療機関の通院送迎を事業所で代行した場合（石巻市内の旧雄勝町内は無料）。

２）ご契約者の希望による通常の行事活動以外での外出の付き添いや買い物の代行、通院の付き添いなど。

利用料金：車両使用料　１㎞あたり30円
職員出張料　所用時間１時間あたり職員１名につき1,000円
注）超過した時間が30分未満は切り捨て、
30分以上は切り上げます。

⑤特殊な私物の洗濯

クリーニング店でのクリーニングが必要な私物の洗濯代は自己負担となります。

注）その他の私物の洗濯は施設内で行います。利用料金のご負担はありません。

⑥行事・クラブ・レクリエーション活動

ご契約者の希望により、行事やクラブ活動等に参加していただくことができます。その内容により、材料費や入場料等の実費をいただくことがあります。この場合は、事前に金額等の説明を行い、ご了解の上参加していただきます。

例）映画館入場料、旅行宿泊代、特別な創作品材料費など

⑦複写物（コピー）の交付

ご契約者及びご家族等は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：１枚あたり10円

⑧全額自己負担による１日あたりの利用料金

利用できる支給限度額を超えた場合の料金

ア）障害者

ご契約者の区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
ご契約者の自己負担額	5,310円	5,310円	6,050円	6,700円	8,060円	9,450円

イ）障害児

ご契約者の区分	区分１	区分２	区分３
ご契約者の自己負担額	5,310円	6,370円	8,060円

注１）上記利用料金以外に１日につき光熱水費370円と、おとりいただいた食数分の食費と、ご利用されたサービスごとの料金をご負担いただきます。

注２）全額自己負担による利用は、介護給付費による利用者を優先した上で、空室がある場合にご利用いただけます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）のサービス利用料金を１ヶ月ごとに計算し、当月の合計額の請求書に明細を付して、翌月１５日までにご契約者にお渡しします。

ご契約者は、この請求書に基づき、当月のサービス利用料金の合計額を、翌月の末日までに、次のいずれかの方法で事業者にお支払い下さい。

①指定の郵便振替用紙で郵便局への支払い（手数料は事業者負担）

②ご契約者様等の郵便局口座からの自動払い込み
（自動引き落とし・手数料は事業者負担）

③下記指定金融機関口座へのお振込み（手数料はご契約者負担）

金融機関名　七十七銀行　飯野川支店
口 座 番 号　普通預金　９１１７８０６
口座名義　社会福祉法人（シャカイフクシホウジン）　旭 壽 会（キョクジュカイ）
特別養護老人ホーム雄心苑（トクベツヨウゴロウジンホームユウシンエン）
施設長（シセツチョウ）　原（ハラ）　律子（リツコ）

（４）利用中止に伴うキャンセル料金（契約書第７条参照）

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合で、利用者の体調不良など正当な理由がない場合	・当日の利用料金の10%（自己負担相当額） ・食　　費 ・光熱水費

６．サービス利用中の医療について

①医師の診察は、原則として嘱託医の回診日に必要と認められる場合に行ないます。

②利用中、嘱託医の所定の回診時以外に診療が必要になった場合は、ご契約者及びご家族の希望により、下記医療機関において診療を受けることが出来ます。ただし、下記医療機関での優先的な診療や入院治療を保証するものではありません。また、その診療内容によっては、下記以外の診療機関の受診となる場合もあります。

■嘱託医・協力医療機関

医療機関の名称	石巻市雄勝診療所
所　在　地	石巻市雄勝町小島字和田123番地
電　　話	０２２５－５８－３３７３
診　療　科	内科

③ご契約者が、指定する主治医（かかりつけ医）や医療機関がある場合は、その医療機関と連絡をとり必要な措置が受けられるよう配慮します。

④利用中、通院が必要となった場合や薬の受け取りが必要になった場合は、原則としてご家族等にしていただくことになります。ご家族等が出来ない場合は職員が代行しますが、その場合は別途利用料金がかかります。（５の（２）④参照）

⑤日中以外で看護職員が不在の時間がありますので、利用中の医療行為については、その提供する時間や内容において、ご契約者の希望に添えない場合があります。

⑥夜間や休日等にご契約者の心身の状態に急変があった場合は救急車を要請します。

⑦入院が必要になった場合は、入院手続きが円滑に進行するよう、ご家族等のご協力をお願いします。夜間や休日等に急に入院となった場合も、できるだけ早く入院先へ駆けつけて下さるようご協力をお願いします。

7．相談・苦情等の受付について

（1）事業所における相談・苦情の受付

当事業所のサービスに対する相談や苦情等は以下の窓口と担当者が受け付けます。

■苦情受付窓口　事務所

担　当　者　　生活相談員　　阿部（あべ）　高春（たかはる）

介護支援専門員　　阿部（あべ）　亜紀（あき）

電話番号　０２２５－５７－３６１２

受付時間　毎日９：００～１８：３０

注）担当者が不在の場合は、他職員が責任を持って対応いたします。

（2）その他の相談・苦情受付機関

石巻市役所本庁 障害福祉課	所在地　〒986-8501 石巻市穀町14番1号 電　話　0225－95－1111（代表） ＦＡＸ　0225－92－5791 受付時間　8:30～17:00

注）上記以外に、ご契約者の保険者である各市町村等でも受付しています。

8．事故の対応と損害賠償責任について

（1）事業所における事故等の対応について

事業者は、事業所で提供するサービスの実施中に事故が生じた場合には、速やかにご契約者の家族・相談支援専門員・市町村等に連絡して必要な措置を講じます。

（2）損害賠償責任について

事業者は、事業所で提供するサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべき事由によりご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とし、事業者は損害賠償責任を速やかに履行します。

ただし、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償額を減じることができます。

９．身体拘束の廃止について

（１）身体拘束の原則廃止について

事業者は、サービスの提供にあたって、ご契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行う場合は、事前にご契約者及び家族等に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を説明し、同意を得ます。

（２）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の判断等について

身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行う、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断、並びに身体拘束の方法及び時間等は、原則として個人では行わず、複数の関係職員による協議により決定します。

（３）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の記録について

事業者は、緊急やむを得ず身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行う場合は、その方法及び時間、その際のご契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録します。

（４）身体拘束廃止の取り組みについて

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、周知徹底を図ります。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

③職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年１回以上）実施します。

１０．守秘義務・個人情報保護

（１）事業所のすべての職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。又、職員でなくなった後においても同様とします。

（２）事業者は、「個人情報保護に関する基本方針」と「個人情報の利用目的」について別に定め、公表しています。事業者はこれらにもとづきご契約者の個人情報を使用できるものとし、ご契約者は、「利用契約書」の締結により、その使用を了承したものとします。

１１．人権擁護・虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
（２）虐待の防止のための指針を整備します。
（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施します。
（４）上記の措置を適切に実施するための担当任者を配置します。

１２．非常災害対策について

（１）事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。おいては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
（２）非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に対し周知徹底を図るため、年２回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
（３）事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

１３．業務継続計画の策定等

（１）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
（２）事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施します。
（３）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４．衛生管理及び感染症対策

事業者は、利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね６か月に１回以上）開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

（３）職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施します。

１５．事業者からの申し出による退所または利用停止

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

②ご契約者から、サービス利用料金の支払いが、３か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、３０日以内にこれが支払われない場合。

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合又は生じさせるおそれがある場合で、事業者の契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止できない場合。

１６．サービスの利用に関する留意点

（１）利用の要件

①事業所において短期入所を提供する主たる対象者は次のとおりとします。

ア）身体障害者（18歳未満の者を除く）

イ）知的障害者（18歳未満の者を除く）

ウ）精神障害者（18歳未満の者を除く）

エ）障害児

②雄心苑は医療機関ではありませんので入院治療が必要とされる方は利用できません。利用中に特別な医療行為を必要とされる方についてはご相談ください。また、ご契約者が利用開始後に伝染病疾患を有していることが判明し、当事業所の医療体制や設備では、治療や感染予防上の対応が困難な疾患の内容や状態である場合は、利用を中止していただく場合があります。

③重度の障害の症状を有する方であっても当サービスを利用できます。ただし、特別な設備はありませんので、著しく他のご利用者に迷惑を及ぼす問題行動等がある場合で、通常の介護方法ではそれを防ぐことができないと判断される場合は、利用をお断りする場合があります。

（２）利用の申し込み

利用の申し込みは、施設へ直接お申し込みください。原則として利用を希望する月の２ヶ月前の初日から受付しています。

なお、所定の利用申込書を提出いただくことにより正式な申込となります。

（３）利用時の必要物品

利用中の必要物品は別紙のとおりです。

（４）診断書の提出

①利用に際し原則として健康診断書の提出は不要です。ただし、利用前の実態調査時、または入所当日に、感染症（結核、疥癬、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等）の発症が疑われる場合には、医療機関にて、その症状についての検査を受けていただく場合があります。また、結核の既往歴のある方で、義務づけられている年１回の結核検診を過去１年間受けていない方については、発病が疑われる症状が出ていない場合でも医療機関にて検査を受けていただきます。尚、当該検査費用は、原則としてご契約者の負担となります。

②病院等から退院後すぐに利用される場合は、入院先の医師の紹介状や看護サマリー（要約）を提出していただきます。

（５）他関係サービス機関からの情報収集

事業者は、ご契約者へのサービス提供にあたって特に必要と思われる場合は、ご契約者が利用している他のサービス事業所やかかりつけ医から、必要な情報を聞き取ることができることとします。

（６）入退所日について

入退所は土日祭日に関係なくいつでも可能です。緊急入所も可能な限り受け入れいたします。

（７）送迎サービスについて

①ご契約者の心身の状態、家族等の事情などからみて送迎が行なうことが必要と認められる方で希望する場合は、入退所時の送迎サービスを行ないます。

②送迎サービスは、日曜日を除いて対応いたしますが、業務の都合上、希望される日時に実施できない場合があります。

③台風や降雪など天候の状況により、予定していた日時に実施できない場合があります。

④送迎サービスを希望される場合は予約が必要ですので、緊急利用の場合は対応できないことがあります。

（８）持ち込みの制限

利用に際し、持ち込みを希望される私物の中に、大きな物や電気を使用する物、危険な物等がある場合は、必ずお申し出下さい。内容によっては持ち込みをお断りする場合があります。日常生活に使用する刃物等についても事業者側で保管させていただくことがあります。ペットの飼育は特別の事情がないかぎり原則としてお断り

します。

（9）外　出

外出をされる場合は必ず事前に行き先と帰宅時間を所定の用紙にてお申し出下さい。

（10）面　会

面会時間は原則として、午前９時～午後６時３０分です。

注１）上記時間以外でも事前にご連絡をいただければ面会は可能です。

注２）別紙「面会に来られる方へのお願い」についてもご協力下さい。

（11）食　事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合で、３食とも不要の場合は、「食費にかかる自己負担額」のご負担はありません。

（12）喫　煙・飲　酒

① 施設内の喫煙は、所定の場所でお願いします。利用期間中は、原則としてご契約者のタバコとライターは事業者側で保管させていただきます。

② 個人的な飲酒は原則として自由ですが、別途ご協力をお願いする事項があります。

（13）持参される薬

利用時に持参される薬の分量や投与方法を事業所側で確認するのに大変な時間がかかります。薬を適正に管理するために、別紙「ショートステイ利用時のお薬について」に記載していることについてご協力お願いします。

（14）施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができることとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

④雄心苑の職員や他の入所者に対し迷惑を及ぼすような、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（15）ハラスメントの禁止

以下のような行為（カスハラ）が認められた場合、サービスの提供を中止、または契約を解除させていただくことがあります。

①身体的な攻撃：職員を叩く、蹴る、物を投げつける等。

②精神的な攻撃：脅迫、暴言、人格否定的な発言、大声での怒鳴りつけ、執拗な叱責。

③過大な要求：運営規程や契約範囲を超えたサービスの要求、長時間の拘束、土下座の要求。

④個の侵害・ハラスメント：職員に対するセクシャルハラスメント、プライバシーの侵害。

（16）その他

①雄心苑は特定の宗教のもとには運営していません。ただし、盆供養と春秋の彼岸供養を事業所に近隣の住職を招いて行います。また、１月には神職を招いて新年祈祷を行います。また１２月にはクリスマス会を催します。ご契約者の信条の違いにより、こうした行事へ参加されないことは自由です。

②ボランティアや研修生や実習生等に、ご契約者のお世話の一部をしていただく場合があることを予めご了承願います（その内容や範囲については別途基準を設けます）。

③入所者間で飲食物のやりとりをする場合は、事前に職員にご相談下さい。食事制限されている方や飲み込みに障害のある方の場合は、重大な事故の原因になります。

④居室にテレビを持ち込み、視聴される場合は、他の入居者の迷惑にならぬよう音量にご配慮下さい。

⑤電話を使用される場合は、事務室職員にお声掛け下さい。外線のお取り次ぎは可能ですが、若干時間がかかります。

⑥ホームではご家族や外部の方々にホーム内の活動状況を紹介し、ホームへの理解を深めていただくため、苑内に行事報告の写真を掲示することがあります。また運営法人ではホームページやインスタグラムを開設しています。これらの広報等の媒体に、ご契約者の写真や動画を掲載させていただく場合があります。写真や動画の掲載の可否については、別紙「インターネット媒体及び広報誌等への写真等の使用に係るご意向確認書兼同意書」にて判断させていただきます。

令和　　年　　月　　日

□ 私は、短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

＜住　所＞　宮城県石巻市雄勝町小島字和田１２３番地

＜事業者＞　特別養護老人ホーム雄心苑

＜代表者＞　施設長　　原　律子

説明者　　職名／氏名　　㊞

□ 私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者　　住　所

（ご契約者）

氏　名　　㊞

署名代行者　　住　所

氏　名　　㊞

ご契約者のご家族等

住　所

※署名代行者に同じ場合は同上と記入のこと

氏　名　　㊞

R8.6.1